



ANAPI
National Investment
Promotion Agency

+243 999 925 026 | contact@anapi.cd | www.anapi.cd

Head office - KINSHASA

Crossing of Avenue Premier Mall (Ex-TSF) and Boulevard du 30 Juin,
33C, Kinshasa-Gombe, Democratic Republic of Congo

POBOX : 1797 KINSHASA I / Tax number: A1300134L

Democratic Republic of Congo
MINISTRY OF PLANNING AND COORDINATION OF DEVELOPMENT AID



ANAPI
National Investment
Promotion Agency

コンゴ民主共和国計画・開発援助調整省

「コンゴ民主共和国における投資家への多様な優遇措置」

**MULTIPLE INCENTIVES
FOR INVESTORS IN
THE DEMOCRATIC REPUBLIC
OF CONGO**

www.anapi.cd

f X YouTube Instagram LinkedIn SoundCloud investindrc

« It's time to invest
in DRC! »



ビジネスに優しい環境を整備する取り組みの一環として、コンゴ民主共和国は、国内の事業分野や経済地域への投資を既存および潜在的な投資家に促し奨励するために、財政・準財政・税関に関する措置を導入しました。これにより、持続的な雇用と実質的な富の創出を目指しています。

その過程で、コンゴ民主共和国政府は、包摂的かつ持続可能な経済発展に影響を与えることを目的とした、ターゲットを絞った優遇措置を選択しました。これらの措置は、従業員研修の促進、労働市場における技能向上の確保、そして既存の経済的潜在力を実質的な富へと転換することを保証するものです。

▼ 優遇措置一覧

- | | |
|-------------------|---------------------|
| 1.投資法 | 7.協力協定および共同事業に関する法律 |
| 2.産業再生法 | 8.官民パートナーシップ法 |
| 3.起業およびスタートアップ促進法 | 9.電力の輸出入に関する政令 |
| 4.特別経済区（SEZ）法 | 10.鉱業法 |
| 5.農業法 | |
| 6.リース法 | |



1

投資法
(2002年2月21日付 法律第004/2002号 参照)

I.1 目的

- ・土木建設会社の立地
- ・機械化による農業および農産業への投資
- ・国内に強固な産業基盤を築くための大規模投資
- ・国の天然資源を開発するための投資

I.2 免除の種類

- ・税関上の優遇措置
- ・新規設備および資材（中小企業・中小産業向けの場合のみ中古設備を含む）と、当該設備・資材のCIF価値の10%を超えない初期備用品用スベアパーツについて、輸入関税および諸税を全額免除
- ・輸出関税および諸税の免除
- ・新規事業に対する輸入付加価値税（VAT）の免除

- 税制上の優遇措置
- ・所得税（IBP）の免除
 - ・固定資産税の免除

- 準財政上の優遇措置
- ・定額または比例課税の免除

- 保証
- ・無差別の原則
 - ・投資の収用禁止
 - ・資金移転の自由
- さらに、中小企業（SMEs）および中小産業（SMIs）は以下の特別な優遇措置を受けられます。
- ・中古設備およびその他資材の輸入関税免除
 - ・研修、経営者または従業員の追加研修、自然保護および保全に要した費用を課税所得から控除することの許可
 - ・定率法による減価償却の計算を認可



- 1.3 優遇措置の適用期間
- ・経済地域A（キンシャサ）
関係省庁間で承認された政令署名日から3年間、登録税および固定資産税について適用。
所得税については操業開始日から3年間。
 - ・経済地域B（コンゴ・セントラル州、ルブンバシ市、リカシ市、コロウェジ市）：4年間
 - ・経済地域C（その他22州および都市）：5年間
 - ・コンゴ共和国法の下での経済主体であること（会社の存在証明：定款の公証謄本、RCCM番号、国民識別番号、税番号など）

- ・付加価値率35%以上を保証すること
- ・投資資金の確保を保証すること：
中小企業（SMEs）は1万～20万米ドル、
大企業は20万米ドル超
- ・専門技術職において、国内人材の研修を実施すること
- ・環境保護および自然保全に関する規制を順守すること

- 1.4 適格要件
- ・コンゴ共和国法の下での経済主体であること（会社の存在証明：定款の公証謄本、RCCM番号、国民識別番号、税番号など）
 - ・付加価値率35%以上を保証すること
 - ・投資資金の確保を保証すること：
中小企業は1万～20万米ドル、大企業は20万米ドル超
 - ・専門技術職において、国内人材の研修を実施すること
 - ・環境保護および自然保全に関する規制を順守すること

- 1.5 対象分野
- ・インフラ
 - ・農業、漁業、畜産など
 - ・製造業
 - ・不動産
 - ・観光
 - ・文化産業
 - ・エネルギー（水力および電力）
 - ・以下の分野で提供されるサービス：
・保健
・教育および研修
・産業設備の組立および保守
・遠隔サービス
・輸送
・商品・サービスの保管および流通インフラの建設
・サイバーセキュリティおよびクラフトセンター
・通信および情報技術
 - ・組立

1.6 承認手続き

- 以下の情報を添えて、ANAPI に申請書を提出する。
- ・投資プロジェクト（言語は省略されている）、投資法施行令で定められた様式に従って作成し、電子形式（PDF）でも提出
- ・輸入予定の機材および資材のリスト（各ページにパラフィン押印と署名を行い、紙媒体と電子形式で提出）
- ・事業を遂行するための会社の財務能力の証明
- ・ANAPI 手数料の銀行支払証明書
- ・環境保護および自然保全に関する規制を順守する旨の公証された誓約書

申請料

- ・大企業：1,000米ドル
- ・中小企業・中小工業：500米ドル
- ・ANAPI の認証評議会による申請内容の審査（承認または却下）
- ・プロジェクト推進者に対し、承認または却下の決定を記載した書面を送付
- ・承認された場合、ANAPI は申請書提出日から最大30日以内に、（計画省および財務省による）省庁間承認命令を発行
- ・財務当局による省庁間命令の適用により、投資家が投資法で定められたすべての優遇措置を享受できるよう保証
- ・ANAPI による省庁間命令の規定実施状況の監視および評価

2

法律第14/023号（2014年7月7日）
経営難に陥った工業企業の救済に関する
条件および手続きの規則を定めるもの。

II.1 適格要件および手続き

- ・以下を目的とした集団的予防的和解手続きまたは会社更生手続きの対象であること。

- ・直接および間接雇用の保証
- ・地元の原材料への付加価値の付与
- ・中央政府、州、及び地方分権化された地方自治体の歳入に対する納税の保証

- ・環境に対する社会経済的影響の維持

- ・地域的および全国的レベルで
- ・集団的手続きの開始後、遅くとも予防的和解（債権者と会社との間で破産を防ぐための合意）または再編和解（債権者と会社との間で再編を行うための合意）に至る前に申請すること。

II.2 付与される特典

- ・関連する事務手数料を除き、原材料の輸入を全額免除
- ・新しい機械、工具、設備、および初回の予備部品（設備CIF価格の10%以内）の輸入関税および税金を全額免除
- ・プログラム契約で定められた率による定率法減価償却の適用（取得した資本財が対象）

3

2022年9月8日付け条例法第
22/0030号 起業およびスタート
アップの促進に関する法律

この条例法は、コンゴ民主共和国における起業およびスタートアップの創設、運営、促進、発展を規定するものです。

マイクロ、小規模、中規模企業およびスタートアップは、現行の税法および投資法典で定められたすべての税制上の優遇措置を享受できます。

1. 付与される特典は以下のとおり

- ・公共部門が提供する水道、電気、インターネットの消費料金の全額または一部免除
- ・研修やコーチング施設に入居している起業家やスタートアップに対する各種税金、関税、手数料の全額または一部免除
- ・条例法施行から1年間、インフォーマルセクター（非公式部門）からフォーマルセクター（公式部門）へ移行することを正式に確約したマイクロ、小規模、中規模企業およびスタートアップに対する税の恩赦
- ・マイクロ、小規模、中規模企業およびスタートアップの利益や所得にかかる税金の支払い猶予の導入
- ・税務および非税務手続きの簡素化
- ・国内各地にワンストップ税務窓口を設置
- ・マイクロ、小規模、中規模企業およびスタートアップに対する税制優遇（第50条参照）

2. スタートアップ認定の特典

- ・コンゴ起業保証基金（FOGEC）または公的機関が設立したその他の基金への優先的アクセス
- ・公的機関の監督および保証を受けられる条件での民間資金の直接供与
- ・スタートアップと金融機関プラットフォームとの間の専用窓口の設置
- ・中小企業向け投資法典に基づく優遇措置の享受
- ・事前ラベル証明書の提示により、すべての登録手続きを行うワンストップ起業支援センターを半額で利用可能
- ・コンゴ起業開発庁（ANADEC）のサービスを割引料金で優先利用可能
- ・ラベル有効期間中、スタートアップへの投資額（寄付または出資として）が全額免税（第95条）

4

2023年9月11日付け条例法第
23/020号
2014年7月7日制定の法律第
14/022号（特別経済区制度の設
立）を改正・補足する法律

この法律の目的は以下のとおりです。

- ・国内外の民間投資を誘致・保護するための法的および制度的枠組みを改善し、国の発展を促進する
- ・ビジネス環境をさらに改善し投資を誘致するための行政手続きを簡素化する
- ・投資紛争解決のための仕組みを強化する
- ・成長と雇用を生み出し、コンゴ民主共和国における競争力を高めることを目的として、国内外の民間投資を促進する魅力的で透明性が高く一貫性のあるビジネス環境を整備する
- ・特別経済区の組織と運営、その使命および境界に関する規則を定める
- ・特別経済区庁（Special Economic Zones Agency）の監督権限（排他的かつ所有的権限を含む）を定める
- ・特別経済区で事業を行う企業に適用される制度を明確化する（税関および関税の規定は除き、それらは財政法に定められる）

さらに政府は以下に向けて進んでいます。

- ・特別経済区の設立



a. 税および準税に関する優遇措置

デベロッパー向け

- ・建物および未開発地の賃貸収入と面積に対する税を10年間全額免除（1回更新可）
- ・21年目に上記税率を50%軽減
- ・商用車のヴィネット（登録証）料金を50%割引
- ・駐在員給与にかかる特別税率を25%から15%に引き下げ
- ・事業所得税に対する特別償却制度の適用
- ・非課税収入および準課税収入の税率を50%軽減

特別経済区（SEZ）内で事業を行う企業向け

- ・建物および未開発地の賃貸収入と土地面積に対する税を5年間全額免除（1回更新可）
- ・初年度は上記税率を50%軽減
- ・11年目には上記税率を50%軽減
- ・商用車のヴィネット料金を50%割引
- ・駐在員給与にかかる特別税率を25%から15%に引き下げ
- ・事業所得税に対する特別償却制度の適用
- ・非課税収入および準課税収入の税率を50%軽減
- ・付加価値税（VAT）の免除

b. 関税優遇措置

・特別経済区（SEZ）滞り期間中、機械、スベアパーツ、投入資材または原材料、中間財、完成品、半製品、商品または設備、資材、その他必要な物資を世界各国から輸入する際の輸入関税および税金を全額免除。

期間：これらの優遇措置は、10年間の更新可能な期間で付与される（第32条 decies）。

5 2011年12月24日付け法律第11/022号 農業に関する基本原則について定める法律

農業法の目的

農業法は、食料安全保障および農村開発を保証するために農業生産を促進・拡大することを目的としています。分権化の目標を考慮し、多様性と農業生態学的特性の両方を統合しています。

さらに以下を目的とします。

- ・社会的および環境的側面を統合しつつ、農業の潜在能力と空間の持続可能な開発を促進する
- ・特別な関税および税制を導入し、食料自給などを目的として農業生産を刺激する
- ・農産物の輸出を拡大し、投資のための多大な資源を確保する
- ・農産物の現地加工を促進する
- ・新たな再生可能エネルギー技術を導入する
- ・州、地方分権化された地方自治体を農業開発の促進実施に関与させる

5.1 適格要件および手続き

- ・コンゴ国籍を有する自然人、またはコンゴ法に基づく法人であり職業として農業活動を行っていること
- ・コンゴ国内に住所、居所、または登記済み事務所を有していること
- ・上記コードによる特典は、農業大臣の承認を受ける必要がある。

5.2 付与される特典

A. 関税優遇措置

- ・農業活動専用の農業投入資材に対する輸入関税および税金の免除
- ・農業目的での水およびエネルギー生産に使用される機器や資材に対する輸入関税および税金の免除

その他の特典

- ・財務大臣による機器リストの承認

・完成品または半製品を特別経済区（SEZ）から国外へ輸出する際の関税および税金の免除

・すべての投資家は外国通貨への自由なアクセスが可能。資金を遅延や制限なく自由に送金する権利を有し、外国通貨での取引も可能

・国境検問所での公的機関によるサービス料を輸出製品の価値の0.25%以内に制限

B. 農業事業者（法人・会社）向けの税制優遇

- ・農業専用の建物および未開発地に対する固定資産税の免除
- ・農業専用の車両に対する税金の免除
- ・耕作可能地の再整備や重大リスク・農業災害への備えのため、年間3%以内の税控除準備金の積立を認可
- ・農業従事者向けの水、電気、石油製品の優遇料金
- ・農場敷地と公道を結ぶ道路区間の維持費を課税所得から控除

C. 家族経営農家向けの税制優遇

- ・家族農場の利益は、職業所得税率20%で課税
- ・家族農家の職業所得税免除



6

リース（2015年2月12日制定 法律第15/003号「リースに関する法律」）

リースは、特に中小企業の資金調達手段として制度化され、民間部門が支える経済成長を促進・強化することを目的としています。

6.1 ファイナンス・リースの税務取扱い

・職業目的で使用される固定資産およびリース会社からリースされた固定資産の減価償却は、貸し手にとって損金算入可能な事業経費とみなされる。

課税所得から減価償却を控除するためには、以下の条件を満たす必要がある：

- ・会社の資産として計上され、実際に減価償却の対象となっている固定資産（リース会社からの賃借資産を含む）であること
- ・資産の取得原価または再評価額（該当する場合）を限度として計上されること。年間の分割払い総額がその金額に達した時点で減価償却は終了すること
- ・各会計年度における減価償却額は、コンゴ中央銀行が正式に承認した専門機関とのリース契約期間に基づいて計算されること
- ・減価償却を含むリース資産関連経費は、その資産がリース会社から賃借されている場合にのみ控除可能である

7

2014年2月11日制定 法律第14/005号

協力協定等に適用される税制、関税、準租税、非課税収入および外国為替制度に関する法律

7.2 適格要件および手続き

- ・投資額はコンゴフラン換算で10億米ドル以上であること
- ・社会的および環境的条項の遵守
- ・プロジェクトの資金計画書としての提案書の提出
- ・技術移転の確約
- ・外国人労働者の使用は、現地で必要な技能や能力が得られない場合に限ること
- ・鉱業権者が輸入する物品については、鉱山大臣およびエネルギー大臣との協議を経て、財務大臣が輸入品目リストを承認すること

7.3 付与される特典

- ・国内取引・輸出入販売に関する国税、州税、市税、関税および手数料（直接税・間接税を問わず）の免除
- ・発電専用の資本財、機器、工具、スベアパーツ輸入にかかる関税および付加価値税の停止
- ・電力輸入にかかる関税および付加価値税の停止
- ・電力輸出にかかる輸出税1%の支払い

7.4 特典の有効期間

- ・特典の期間はプロジェクトの存続期間に依存する

備考（NB）：

これらの免税措置は、サービス提供やITに関する料金、道路税、協力協定や共同プロジェクト関連業務に使用される車両税、プロジェクト終了時の利益・収益課税、融資返済時の税金などには適用されない。



8

2018年7月9日制定 法律第18/016号 官民パートナーシップ（PPP）、準租税、非課税収入等に関する法律

8.3 付与される特典

- ・国内取引・輸出入販売に関する国税、州税、市税、関税および手数料（直接税・間接税を問わず）の免除
 - ・発電専用の資本財、機器、工具、スベアパーツ輸入にかかる関税および付加価値税の停止
 - ・電力輸入にかかる関税および付加価値税の停止
- この法律は、民間パートナーに投資回収を保証する安全な法的枠組みを確立する。

付与される特典

- ・民間パートナーによる大規模投資に対する15%のPBI減免期間：
- ・操業開始から最初の3年間
- ・電力輸出にかかる輸出税1%の支払い

8.4 特典の有効期間

- ・特典の期間はプロジェクトの存続期間に依存する

注：これらの免税措置は、提供されたサービスやITに関する料金、道路税、協力協定および共同プロジェクトに関連して使用される車両税、融資返済終了時の利益・収益に対する課税などには適用されません。官民パートナーシップは、関係者双方の利益を融合させる革新的な解決策です。一方では国家にとって、国民に質の高い公共サービスを提供することで公益を守り、他方では民間部門にとって、投資回収と利益を確保します。

付与される特典

a. 関税

- ・工業的分析および試験を目的としたサンプルを輸出する権利者については、輸出税が支払われることを条件に、サンプル輸出にかかる関税を免除（第226条1項）
- ・実際の鉱山操業開始前に鉱業目的で使用される物品、機器は、税率2%（第232条）

- ・鉱山操業開始日以降、鉱業専用の資本財は、税率5%で輸入（品目は鉱山大臣および財務大臣の共同命令により事前承認）（第232条）

- ・鉱業活動用の燃料および潤滑油は税率5%（第232条）
- ・中間財およびその他消耗品は、税率10%の関税（第232条）

- ・鉱山拡張工事としての輸入においては、鉱山の生産能力または承認された加工・変換施設の能力が少なくとも30%増加する場合、優遇関税率の適用を受けられる（第233条）

- ・鉱業プロジェクトに関連する輸出については、すべての関税および物品による抛出を免除（第234条）

b. 税務面

- ・鉱区内で専ら使用される、人員や資材の輸送、荷役または牽引用の車両に対する課税免除（第237条）

- ・外国で外貨建てで契約されたローンに基づき、権利者が関連会社に支払う利息については、中央銀行のデータによる貸付会社所在国の金融機関が適用する実効金利の年間平均を超えない場合、動産税を免除（第254条）

- ・権利者が株主に支払う配当およびその他の分配金について、所得税率10%で課税（第246条）

**ANAPIとともに、繁栄する
コンゴ民主共和国への的確な投資を。**



ANAPI
National Investment
Promotion Agency

9

2018年12月27日制定 政令第18/054号 税制および関税の減免措置に関する政令

この政令は、電力分野への民間投資促進を目的としています。

付与される特典

- ・以下の輸入に対する関税および付加価値税（VAT）の停止
- ・公共電力サービスの確保および地元産業需要の充足を目的とした輸入電力
- ・発電・送電・配電インフラの開発および維持のために輸入される資材、機器、工具、スペアパーツ
- ・特に無効電力補償装置、ハーモニックフィルタ
- ・電力計測器などの省エネ資材・機器
- ・太陽光発電およびその他の再生可能エネルギー用の資材・機器
- ・本政令（第2条）で対象とされる資材・機器の製造および現地組立用の投入資材
- ・電力輸出にかかる関税を1%に引き下げ

適格条件

- ・規制を遵守している電力部門の事業者
 - ・規制に則った鉱業権保有者
 - ・産業投資プロジェクトの推進者（第7条）
- 期間
- ・これらの特典は4年間の更新可能な期間で付与される（第5条）

10

2018年3月9日制定 法律第18/001号 2002年7月11日制定の鉱業法（法律第007/2002号）を改正・補足する法律

この法律の目的は、国家の鉱業資産、鉱業権、採石場の管理に対する監督水準を引き上げ、鉱山会社がそのプロジェクトによって影響を受ける地域社会に対して負う社会的および環境的責任を明確にし、国家と鉱業事業者とのパートナーシップの枠組みにおいて、税制・関税・為替制度のバランスを図ることにあります。



コンゴ民主共和国は、恵まれた環境と優遇措置があります。
私たちと共に未来を築きましょう。

- A favorable environment.
- Incentives.
- A future to build



www.anapi.cd
investindrc

« It's time to invest
in DRC! »